

簡易公開調達公告

次のとおり簡易公開調達を行うので、公告する。

2024年11月6日

公益財団法人和歌山県人権啓発センター理事長 松原 敏美

1 簡易公開調達に付する事項

(1) 事業年度

2024(令和6)年度

(2) 調達業務の名称

人権の詩 2024 卓上カレンダーの作成

(3) 調達業務の内容

別添仕様書のとおり

2 簡易公開調達の参加者の資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 「和歌山県物品の購入等の競争入札参加資格者名簿」に登載されている者であること。

(2) 特定非営利活動法人メディア・ユニバーサル・デザイン協会主催のMUD教育検定におけるメディア・ユニバーサル・デザインアドバイザー又はMUD教育検定における3級以上を有する従業員を雇用する事業者であること。

(3) 和歌山県内に事業所を有する事業者であること。

※ 上記を証明するもととして、和歌山県物品の購入等の競争入札参加資格者であることを証明する書類の写し、特定非営利活動法人メディア・ユニバーサル・デザイン協会主催MUD教育検定におけるメディア・ユニバーサル・デザインアドバイザー又はMUD教育検定における3級以上の資格者の雇用証明書及びそれを有する従業員の資格者証の写しを、3の(1)まで提出すること。但し、今年度に当センターで実施した入札及び簡易公開調達に参加し、この必要書類を既に提出済みの企業については提出不要とする。

3 仕様書及び簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛2F

公益財団法人和歌山県人権啓発センター

(2) 期間

2024年11月6日(水)から2024年11月13日(水)までの日曜日・祝祭日(以下、「休日」という)を除く日の9:00から17:00まで

4 簡易公開調達の見積書の提出(添付書類を含む)の場所及び期間(提出期限)

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間(提出期限)

3の(2)に同じ。

5 簡易公開調達の方法に関する事項

(1) 簡易公開調達は、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出して行うこと。

(2) 落札者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額

を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、見積者(見積書を提出する者をいう。以下同じ。)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記入すること。

- (3) 見積書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には見積者の氏名、調達業務の名称及び年月日を表示すること。
- (4) 郵送により見積書を提出する場合には、封筒(封皮に見積書の氏名及び調達業務の名称を表示したもの)に密封した見積書を2024年11月13日(水)17時00分までに、公益財団法人和歌山県人権啓発センターへ必着させること。
- (5) その他見積もり方法の細目については、簡易公開調達説明書のとおり。

6 簡易公開調達の無効に関する事項

本告示に示した簡易公開調達資格のない者がした見積もり及び簡易公開調達説明書に記載する無効な見積もりに該当する見積もりは、無効とする。

なお、和歌山県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、決定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等見積書の提出期限の日の時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした見積もりは、無効とする。

7 落札者の決定に関する事項

- (1) 簡易公開調達の要件、執行方法等の細目については、簡易公開調達説明書に記載するとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期し、又は取りやめことがある。

見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認めたときは、簡易公開調達を延期し、又はこれを廃止することがある。

- (2) この簡易公開調達の開札(封筒を開封し、見積書を確認することをいう。)は、見積書の提出期限後直ちに、公益財団法人和歌山県人権啓発センターの複数の職員により行うものとする。
- (3) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積もりを行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の見積もりをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積者に代わって当該開札事務に關係のない公益財団法人和歌山県人権啓発センターの職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (5) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において公益財団法人和歌山県人権啓発センターは落札者に対して損害賠償その他の何らの責任を負わないものとする。

8 その他

本件に関する事務を担当するところは、次のとおりである。

- (1) 名称

公益財団法人和歌山県人権啓発センター

- (2) 所在地

和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛2F

郵便番号 640-8319／ 電話番号 073-435-5420／ FAX番号 073-435-5421